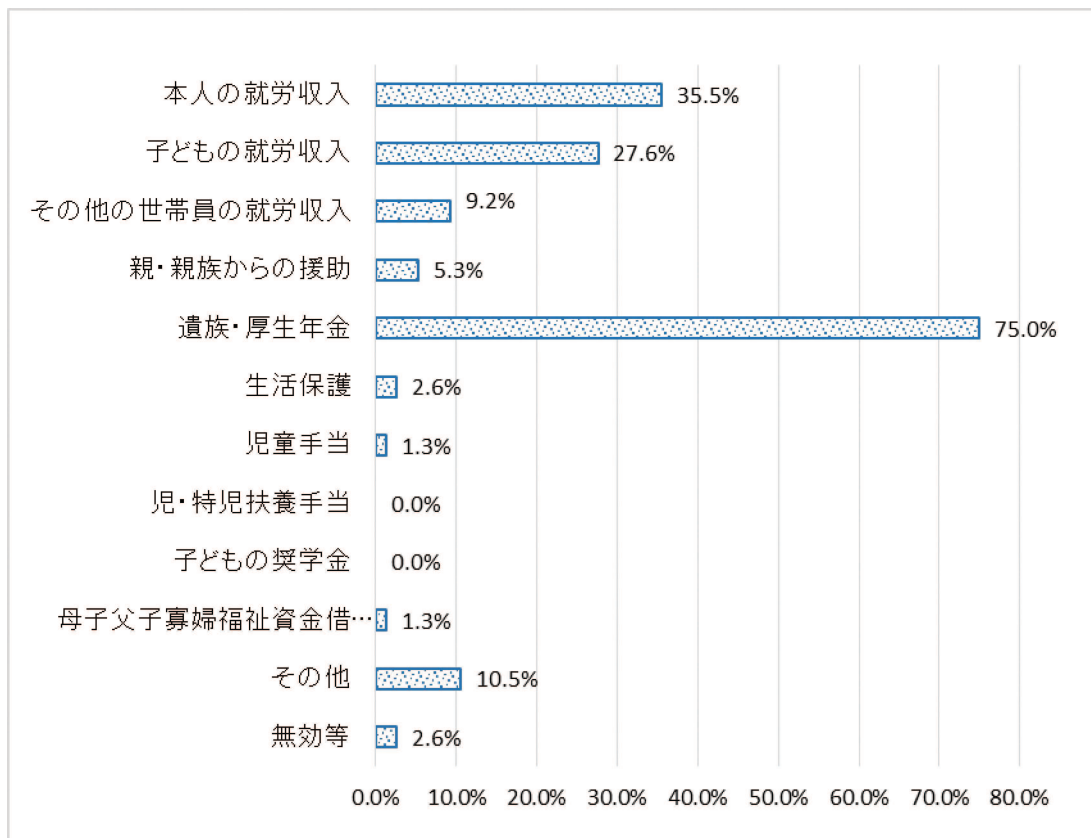


IV. 現在の生活状況

1 世帯全体の収入（問16）

寡婦の世帯全体の収入に含まれているものについて、「遺族・厚生年金」が75.0%で最多、次いで「本人の就労収入」が35.5%、「子どもの就労収入」が27.6%となっている。



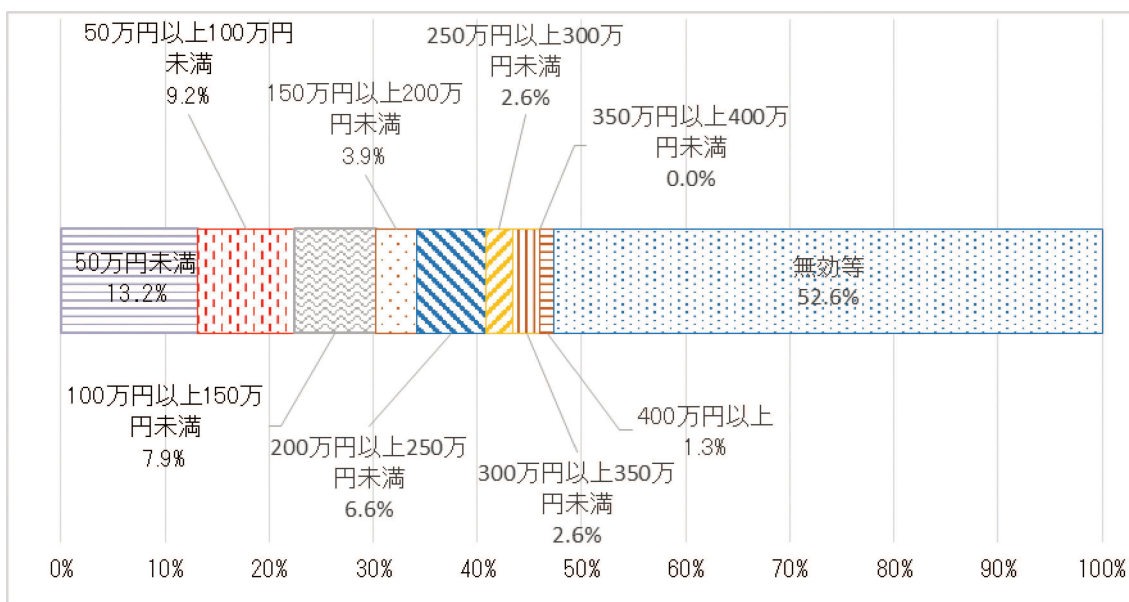
	回答数	構成比
本人の就労収入	27	35.5%
子どもの就労収入	21	27.6%
その他の世帯員の就労収入	7	9.2%
親・親族からの援助	4	5.3%
遺族・厚生年金	57	75.0%
生活保護	2	2.6%
児童手当	1	1.3%
児・特児扶養手当	0	0.0%
子どもの奨学金	0	0.0%
母子父子寡婦福祉資金借入金	1	1.3%
その他	8	10.5%
無効等	2	2.6%
回答者数	76	—

2 年収及び同居親族を含む世帯の年間総収入（問17）

（1）寡婦本人の年間就労収入

寡婦本人の年間就労収入（税込み、賞与分も含む）について、「50万円未満」が最多で13.2%、次いで「50万円以上100万円未満」が9.2%となっている。

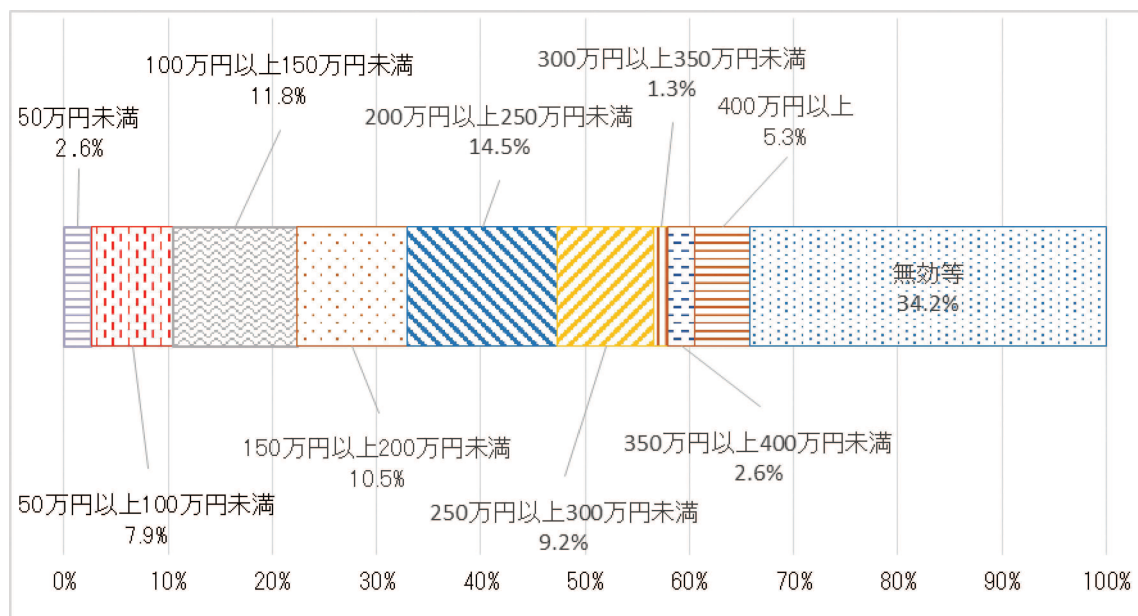
平均額（回答数から無回答、無効回答を除いて算出）は、127万円となっている。



	回答数	構成比
50万円未満	10	13.2%
50万円以上100万円未満	7	9.2%
100万円以上150万円未満	6	7.9%
150万円以上200万円未満	3	3.9%
200万円以上250万円未満	5	6.6%
250万円以上300万円未満	2	2.6%
300万円以上350万円未満	2	2.6%
350万円以上400万円未満	0	0.0%
400万円以上	1	1.3%
無効等	40	52.6%
統計	76	100.0%

(2) 寡婦本人の年間総収入

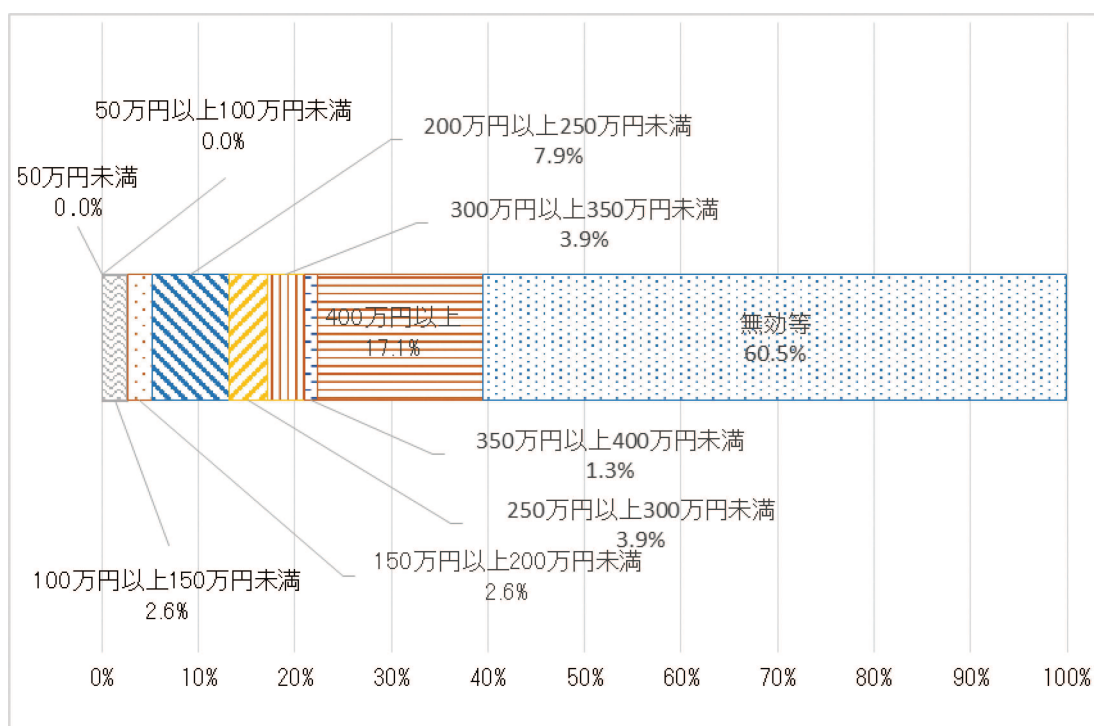
寡婦本人の年間総収入（税込み、賞与分も含む）について、「200万円以上250万円未満」が最多で14.5%、次いで「100万円以上150万円未満」が11.8%となっている。
 平均額（回答数から無回答、無効回答を除いて算出）は、215万円となっている。



	回答数	構成比
50万円未満	2	2.6%
50万円以上100万円未満	6	7.9%
100万円以上150万円未満	9	11.8%
150万円以上200万円未満	8	10.5%
200万円以上250万円未満	11	14.5%
250万円以上300万円未満	7	9.2%
300万円以上350万円未満	1	1.3%
350万円以上400万円未満	2	2.6%
400万円以上	4	5.3%
無効等	26	34.2%
統計	76	100.0%

(3) 同居親族を含む寡婦世帯の年間総収入

同居親族を含む世帯の年間総収入（税込み、賞与分も含む）について、寡婦世帯では、「400万円以上」が最多で17.1%、次いで「200万円以上250万円未満」が7.9%となっている。
平均額（回答数から無回答、無効回答を除いて算出）は、466万円となっている。



	回答数	構成比
50万円未満	0	0.0%
50万円以上100万円未満	0	0.0%
100万円以上150万円未満	2	2.6%
150万円以上200万円未満	2	2.6%
200万円以上250万円未満	6	7.9%
250万円以上300万円未満	3	3.9%
300万円以上350万円未満	3	3.9%
350万円以上400万円未満	1	1.3%
400万円以上	13	17.1%
無効等	46	60.5%
統計	76	100.0%